

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	1 森林整備地域活動支援交付金事業	<p>1 森林の適切な整備を通じた森林の有する多面的機能の発揮を図る観点から、次に示す地域活動を支援するため、対象行為を行う森林所有者等に対し、市町村が当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>(1) 森林経営計画作成促進 森林経営計画の作成及び集約化間伐を実施するために必要な活動</p>	交付決定の日から3月31日まで	<p>(1) 【補助事業者】市町村</p> <p>【事業主体】森林所有者等</p>	<p>(1) 森林経営計画作成促進 <定額補助></p> <p>①経営委託型 補助額：28,500円/ha (7. 交付事業費上限額：38,000円/ha) (4. 国費補助上限額：19,000円/ha)</p> <p>②共同施業型 補助額：6,000円/ha (7. 交付事業費上限額：8,000円/ha) (4. 国費補助上限額：4,000円/ha)</p> <p>③間伐促進型 補助額：22,500円/ha (7. 交付事業費上限額：30,000円/ha) (4. 国費補助上限額：15,000円/ha)</p> <p>④不在村森林所有者加算(上記①、②、③と併せて実施した場合) 補助額：10,500円/ha (7. 交付事業費上限額：14,000円/ha) (4. 国費補助上限額：7,000円/ha)</p>	(1) 補助金額の変更	無	否	〔実績報告〕 事業完了日	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	1 森林整備地域活動支援交付金事業	<p>(2)森林境界の明確化 森林施業等の実施の前提となる森林所有者・境界の明確化に必要な以下の活動に要する経費</p> <p>① 森林境界の測量 ② ①の測量に伴う高性能機器の活用及び基準点等との結合 ③ ①の測量に伴うリモートセンシングデータの活用 ④ ①の測量に伴う不在森林所有者の立会 ⑤ 森林境界案の作成</p> <p>(3)森林所有者の探索 森林施業等の合意形成に必要な森林所有者の確認に対する経費</p> <p>(4)森林経営計画・森林境界の明確化に向けた条件整備 森林経営計画及び森林境界の明確化を進める上で重要となる既存路網の簡易な改良</p>	交付決定の日から3月31日まで	<p>(2)(3)(4) 【補助事業者】 市町村</p> <p>【事業主体】 森林所有者等</p>	<p>(2)森林境界の明確化 <定額補助> ① 補助額：33,750 円/ha (ア. 交付事業費上限額：45,000 円/ha) (イ. 国費補助上限額：22,500 円/ha) ② 補助額：7,500 円/ha (ア. 交付事業費上限額：10,000 円/ha) (イ. 国費補助上限額：5,000 円/ha) ③ 補助額：12,750 円/ha (ア. 交付事業費上限額：17,000 円/ha) (イ. 国費補助上限額：8,500 円/ha) ④ 補助額：9,750 円/ha (ア. 交付事業費上限額：13,000 円/ha) (イ. 国費補助上限額：6,500 円/ha) ⑤ 補助額：30,000 円/ha (ア. 交付事業費上限額：40,000 円/ha) (イ. 国費補助上限額：20,000 円/ha)</p> <p>(3)森林所有者の探索 <定額補助> 補助額：3,750 円/ha (ア. 交付事業費上限額：5,000 円/ha) (イ. 国費補助上限額：2,500 円/ha)</p> <p>(4)森林経営計画・森林境界の明確化に向けた条件整備 <定額補助> 補助額：30,000 円/ha (ア. 交付事業費上限額：40,000 円/ha) (イ. 国費補助上限額：20,000 円/ha)</p> <p>上記(1)、(2)、(3)、(4)ともに、事業実施後の実行経費額がアを下回った場合は、「イ」と「実行経費からイを控除した額の2分の1を合せた額を補助額とする。なお、(1)、(2)、(3)、(4)において、実行経費額がイを下回った場合は、10分の10とする</p>	(2)(3)(4) 補助金額の変更	無	否	〔実績報告〕 事業完了日	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	1 森林整備地域活動支援交付金事業	2 上記1の事業を円滑に実施するため、市町村が行う次に掲げる事務に要する経費 推進事務 ①推進等に関する事務 ②確認に関する事務 ③交付に関する事務	交付決定の日から3月31日まで	市町村	推進事務費 10分の10以内	①、②、③の推進事務に係る経費の相互間における3割を超える増減	無	否	[実績報告] 事業完了日	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	2 林業・異業種連携路網整備促進事業	1 屋根型（欧州型）の道づくり等推進事業 林業専用道（規格相当）の林建連携による開設に要する次の経費 ①開設後の維持管理等に優れた屋根型（欧州型）の道づくりに要する経費 ②軟弱地盤で通常より厚く施工する路盤工に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	・森林組合 ・森林組合連合会 ・効率的かつ安定的な林業経営や林業経営の継続性の確保を目指す林業経営体として、林野庁長官が定める考え方に則って知事が選定した林業経営体	定額補助 5,000円/m以内	1 路線の新設及び廃止 2 路線ごとの事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第2号該当)	要	〔実績報告〕 事業完了日	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		事業費の100分の15以内			有 (第9条第2項第3号該当)					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	3 民有林作業道災害復旧事業	<p>造林・間伐等の国庫補助事業で開設した森林作業道のうち、公共性が高く、かつ緊急に機能を回復する必要があるものに対し、次の各号すべてに該当する路線の復旧事業に要する経費</p> <p>補助要件</p> <p>①1箇所あたりの事業費が20万円以上の路線</p> <p>②幅員2.0m以上の路線</p> <p>③森林作業道台帳に記載されている路線</p>	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	・市町村	10分の4以内	1 路線の新設及び廃止 2 路線毎のそれぞれの事業費の30%を超える増額	無	要	〔実績報告〕 事業完了日	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	4 主伐・植栽一貫作業システム支援事業	1 低コスト再造林対策 (1) 低コスト造林の支援 ① 主伐時の集材(全木又は全幹集材による末木枝条の搬出・集積に限る。)と再造林の一貫作業に要する経費 ② 効率化・低コスト化に資する技術を導入した人工造林の実施に要する経費 ③ 2 齢級以下の林分で行う下刈りに係る標準的な事業費 (2) (1)の実施に必要な機械器具の整備に要する経費 (3) (1)の実施に必要な関連条件整備活動に要する経費 ① 対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け ② 長期受委託契約や基金造成等に要する経費 ③ 森林作業道の整備 ④ 鳥獣害防止施設等の整備	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	・市町村 ・森林整備法人等 ・効率的かつ安定的な林業経営や林業経営の継続性の確保を目指す林業経営体として、林野庁長官が定める考え方に則って知事が選定した林業経営体	(1) ①定額。ただし、1ヘクタール当たり850千円を上限 ②定額。ただし、1ヘクタール当たり578千円を上限 ③定額。ただし、1ヘクタール当たり117千円を上限 (2)定額。ただし、666千円を上限 (3) ①定額。ただし、1ヘクタール当たり24.6千円を上限 ②定額。ただし、1ヘクタール当たり24.6千円を上限 ③定額。ただし、1ヘクタール当たり2.6千円を上限 ④標準経費の3分の2以内	・事業費の30%を超える増減	無	要	〔実績報告〕 事業完了日	〔実績報告〕 事業完了の日 の日から1か 月を経過した 日又は3月31 日のいずれか 早い日
		2 コンテナ苗生産基盤施設等整備 (1) コンテナ苗の生産に係る生産施設装置、生産機械器具と生産資材等に要する経費 (2) コンテナ苗幼苗の生産に係る施設装置、機械器具、生産資材等と普通苗かん水施設等に要する経費		・林業種苗法に基づく生産事業者 ・熊本県樹苗協同組合						

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	5 防災・減災・景観保全森林整備事業	針広混交林化を促進するための強度の間伐及び流木被害の抑制のための間伐木の移動集積に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・森林組合 ・林業事業体 ・特定非営利活動法人 ・森林組合員 ・林研グループ会員 	立木密度等に応じた定額補助 <ul style="list-style-type: none"> ・間伐：上限 569 千円/ha ・侵入竹除伐：上限 658 千円/ha ・再生竹除伐：117 千円/ha ・森林作業道（幅員 2.5m以下）：970 円/m ・森林作業道（幅員 3.0m）：2,000 円/m 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費の 30%を超える増減 	有 (第9条第2項第2号該当)	要	[実績報告] 事業完了日	[実績報告] 事業完了の日から1ヶ月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	6 次世代につながる 森林づくり事業	<p>1 再造林促進 (1)再造林のための苗木代 (2)一貫作業システムによる伐採者と植栽者との調整経費</p> <p>2 広葉樹造林推進 再造林のための広葉樹植栽経費</p> <p>3 シカ食害防止施設の設置 シカ食害防止施設の設置に要する経費</p> <p>4 再造林保育支援 造林地の下刈に要する経費</p> <p>5 荒廃農地森林造成 荒廃農地の植栽等に要する経費</p> <p>6 侵入竹除去事業 荒廃竹林の整備に要する経費</p>	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・森林組合 ・生産森林組合 ・森林組合連合会 ・施業実施協定締結者 ・森林経営計画の認定を受けた者 ・市町村との協定締結者 ・森林所有者（市町村、森林整備法人等を除く。） ・「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）」に規定する特定間伐等促進計画に登録された事業実施主体 	<p>1 再造林促進 (1)苗木代の100分の32以内 (2)定額（上限35千円/ha）</p> <p>2 広葉樹造林推進 植栽経費の100分の32以内</p> <p>3 シカ食害防止施設の設置 定額補助 ・シカ侵入防止柵（通常タイプ）： 340円/m以内 ・シカ侵入防止柵（スカートタイプ）： 394円/m以内 ・ツリーシェルター： 上限1,004,000円/ha以内</p> <p>4 再造林保育支援 定額補助 下刈（1回刈り）：57,000円/ha以内</p> <p>5 荒廃農地森林造成 事業費の100分の68以内</p> <p>6 侵入竹除去事業 定額補助（上限285千円/ha）</p>	補助金額の増減	有 (第9条第2 項第2号該 当)	要	[実績報告] 事業完了日	[実績報告] 事業完了の日 から1ヶ月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	6 次世代につながる 森林づくり事業	採穂園造成 エリートツリー等の品種系統の明確な母樹による採穂園の造成に要する経費	交付決定日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	<ul style="list-style-type: none"> 林業種苗法に基づく生産事業者 熊本県樹苗協同組合 	<ul style="list-style-type: none"> 造成地地拵え：定額 23.4 円/m² 耕起：定額 7.2 円/m² 植栽：定額 76.5 円/本 施肥：定額 39.6 円/本 シカ防護柵：定額 882.9 円/m 標識：定額 1,116 円/本 苗木(流通苗(特定母樹含む))： 定額 67.5 円/本 穂木(林木育種場配布苗)： 定額 42.3 円/本 苗木(林木育種場配布苗)： 定額 485.1 円/本 共通仮設費：事業費の 7.5%以内 	事業費の 30%を超える増減	無	要	[実績報告] 事業完了日	[実績報告] 事業完了の日から1ヶ月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	7 間伐等森林整備促進対策事業	<p>1 間伐材生産に要する経費</p> <p>(1) 間伐材の生産(不用木の除去(侵入竹を含む。)、不良木の淘汰(育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の生長促進等を図ることをいう。)、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積、その他付帯施設整備(林内作業場、土場等))の実施</p> <p>(2) 除伐(侵入竹の除去を含む。)、不良木の除去及び不良木の淘汰</p> <p>(3) 保育間伐(侵入竹の除去を含む。)、不良木の除去及び不良木の淘汰</p> <p>(4) 関連条件整備活動に要する経費</p> <p>①対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け</p> <p>②間伐材の生産、除伐及び保育間伐と一体的に実施する森林作業道の整備</p> <p>③間伐材の生産、除伐及び保育間伐と一体的に実施する鳥獣害防止施設</p>	交付決定日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村 ・森林整備法人等 ・効率的かつ安定的な林業経営や林業経営の継続性の確保を目指す林業経営体として、林野庁長官が定める考え方に則って知事が選定した林業経営体(以下「熊本県版育成経営体」という。) 	<p>(1) 定額。ただし、1ヘクタール当たりの搬出材積に応じて定められた補助金額を上限(間接費相当分を除く)</p> <p>(2) 定額。ただし、1ヘクタール当たり151千円を上限(間接費相当分を除く)</p> <p>(3) 定額。ただし、1ヘクタール当たり141千円を上限(間接費相当分を除く)</p> <p>(4)</p> <p>①定額。ただし、1ヘクタール当たり18千5百円を上限。</p> <p>②定額。ただし、1メートル当たり2千円を上限</p> <p>③定額。ただし、1メートル当たり730円を上限</p>	<p>1 事業種目の新設又は廃止</p> <p>2 事業種目ごとに事業量の30%を超える増減</p>	無	要	[実績報告] 事業完了日	[実績報告] 事業完了の日 の日から1か 月を経過した 日又は3月31 日のいずれか 早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合は それぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請 要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	7 間伐等森林整備 促進対策事業	2 路網整備に要する経費 (1) 林業専用道 (規格相当) 整備 ① 林業専用道 (規格相当) 整備 ② 関連条件整備 (対象森 林の調査及び森林所有 者の同意取付け等) (2) 森林作業道整備 ① 森林作業道整備 ② 関連条件整備 (対象森林の 調査及び森林所有者の同意取 付け等)	交付決定 日又は交 付決定前 着手承認 の日から 事業完了 の日又は 3月31日 まで	・市町村 ・森林整備法人等 ・熊本県版育成経営体	(1) ① 定額。ただし、1メートル当 たり54千円を上限。また、 合計事業費の10%パーセン トを上限として補強を行う ことができる ② ①の事業費には、関連条件 整備活動費を計上できる (2) ① 定額。ただし、1メートル当 たり2千円を上限 ② ①の事業費には、関連条件 整備活動費を計上できる	1 事業種目 の新設又は 廃止 2 事業種目 ごとに事業 量の30%を 超える増減	無	要	[実績報告] 事業完了日	[実績報告] 事業完了の日 の日から1か 月を経過した 日又は3月31 日のいずれか 早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	8 林木育種改良事業	<p>1 山林種苗振興対策 苗木生産者の育苗技術向上や後継者の確保、さらに苗木の安定供給を図るため、熊本県樹苗協同組合が組合員に対して行う、教育指導事業に要する経費</p> <p>教育指導事業 ①育苗技術指導 ②経営指導 ③後継者育成 ④苗木需給調整</p>	4月1日から事業完了の日又は3月20日まで	熊本県樹苗協同組合	2分の1以内	補助事業に要する経費の配分の30%を超える増減	有 (第9条第2項第1号該当)	要	[実績報告] 事業完了日	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月25日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更 申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	9 森林再生支援事業	1 森林再生支援事業 林業事業者等が造林又は下刈りの取組拡大のために要する経費 (1) 造林の実施量増加に係る取組み (2) 下刈りの実施量増加に係る取組み	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	森林経営計画又は特定間伐等促進計画等に基づき、造林及び下刈りを実施する次の事業者 ・ 森林組合等（森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会） ・ 特定非営利活動法人 ・ 民間事業者	(1) 115 千円/ha 以内 (2) 22 千円/ha 以内	補助金額の変更	有 (第9条第2項第1号該当)	要	[実績報告] 事業完了日	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2 林業未経験者雇用支援事業 林業未経験者の雇用・現場従事に係る次の経費 (1) 雇用の募集や林業未経験者の現場従事に要する経費 (2) 植栽・下刈り作業の従事初期における割増経費		林業未経験者を雇用し、造林や下刈りを実施する次の事業者 ・ 森林組合等（森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会） ・ 特定非営利活動法人 ・ 民間事業者	(1) 102,000 円/人以内 (2) ・ 植栽 4,000 円/人・日以内 ・ 下刈り 4,500 円/人・日以内 (上限各 40 日/人)					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	10 災害のリスクを低減させる森林づくり実践支援事業	事業体等が主伐事業や森林整備事業に際して新たに行う林地保全に配慮した取組みに要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林組合等（森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会） ・ 特定非営利活動法人 ・ 林業事業体 ・ 林業研究グループ、林業者等の組織する団体（会員3戸以上） 	架線集材以外の取組み 2分の1以内（上限10万円） 架線集材を用いた取組み 2分の1以内（上限20万円）	1 事業内容の変更 2 補助金額の変更	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	11 架線集材普及促進事業	事業者等が従業員等を架線集材に必要な資格取得等の講習会、研修会へ参加させる際に必要となる受講料、旅費、等別途定める要領で定める経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林組合等（森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会） ・ 特定非営利活動法人 ・ 林業事業体 ・ 林業研究グループ、林業者等の組織する団体（会員3戸以上） 	2分の1以内	補助金額の変更	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	12 災害のリスクを低減させる森林づくり定着促進事業	各地域で組織された協議会で災害のリスクを低減する森林づくりを実践するための研修等を開催する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	・事業体等で構成された協議会	定額補助 (上限 100,000 円以内)	1 事業内容の変更 2 補助金額の変更	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	13 シカ被害造林地 機能回復支援事業	1 シカ被害防止施設の機能回復事業 過去に設置したシカ被害防止施設の 復旧・補植に要する経費	4月1日から事業完了の日又は 3月31日 日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・森林組合 ・生産森林組合 ・森林組合連合会 ・施業実施協定締結者 ・森林経営計画の認定を受けた者 ・市町村との協定締結者 ・森林所有者（市町村、森林整備法人等を除く） ・「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）」に規定する特定間伐等促進計画に記載された事業実施主体 	定額補助 ① 点検 1,370円/ha以内 ② 復旧 ・通常タイプ 722円/m以内 ・スカートタイプ 837円/m以内 ③補植 184円/本以内	補助金額の増減	有 (第9条第2 項第2号該 当)	要	〔実績報告〕 事業完了日	〔実績報告〕 事業完了の日 から1ヶ月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
		2 シカ被害防止柵設置事業 国庫補助事業を併用せずにシカ被害 防止ネットを設置する場合の資材 費			定額補助 ・通常タイプ：512円/m ・スカートタイプ：639円/m					
		3 剥皮被害防止資材(バークガード) 設置事業 剥皮被害防止資材等の設置に係る 資材費			設置本数に応じた定額補助（上限 329,000円/ha） ただし、森林環境保全整備事業との併用 の場合は、上限105,451円/ha					
		4 剥皮被害防止資材(ヒノキ等枝条) 設置事業 剥皮被害防止資材(ヒノキ等枝条) の設置に要する経費			設置本数に応じた定額補助（上限 175,000円/ha）					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	14 森林再生コーディネート事業	<p>球磨管内の造林未済地の状況を把握し所有者に働きかけ、林業事業体へ情報提供して効率的・効果的な再造林を行うために必要な経費</p> <p>(1) コーディネーター報酬 (2) 旅費 (3) 消耗品費 (4) 通信運搬費 (5) 委託料 (6) 使用料及び賃借料 (7) 備品・資機材購入費</p>	<p>交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで</p>	<p>球磨管内で市町村が構成する、森林・林業・木材産業の活性化や森林整備に取り組む協議会</p>	<p>定額補助 (上限 5,000 千円/人)</p>	<p>補助金額の 30%を超える増減</p>	<p>無</p>	<p>要</p>	<p>[実績報告] 事業完了日</p>	<p>[実績報告] 事業完了の日から1ヶ月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日</p>

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	15 自伐林家等育成 対策事業（自伐林家 体制強化事業）	① 技術の習得・安全衛生研修に係る 経費 ② 資機材の整備（レンタル経費を含 む。）ヘルメット、防振（防蜂）手 袋、なた、のこぎり、防護服、安全 靴、刈払機、チェーンソー、ウインチ、 軽架線、チップパー、電気柵・土留柵 等構造物の資材、植林用自動穴掘機 械、林内通信器（LPWA 等）、携帯 型 GPS 機器、林内作業車（500 万円 未満のもの）、苗木運搬機、任意傷 害保険、レンタル経費等（汎用性 のある物品等は対象外）	交付決定 の日又は 交付決定 前着手承 認の日か ら事業完 了の日又 は3月31 日まで	森林所有者、地域 住民、自伐林家等 を含んだ地域の実 情に応じた3名以 上の者で組織する 将来にわたり地域 の林業経営を担う 団体の組織する団 体で知事が認める もの	定額補助（1/2 以内）	1 事業内容の変更 2 補助金額の変更	無	要	〔実績報告〕 事業完了日	〔実績報告〕 事業完了の日 から1ヶ月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日